

目次

第1章 買収に関する逮捕事例 7

事例 1～24 普通買収、被買収 8

事例25～27 利害誘導 19

事例28～50 事後報酬供与 22

事例51～61 候補者等の買収 35

第2章 自由妨害に関する逮捕事例 49

事例62～72 自由妨害に関する逮捕事例 50

第3章 投票に関する逮捕事例 61

事例73～78 投票干渉 62

事例79～88 詐欺投票等 66

事例89～93 投票偽造等 75

事例94～95 投票所における騒擾^{そうじょう}など 80

第4章 選挙運動に関する逮捕事例 83

事例96~113 選挙運動に関する逮捕事例 84

第5章 参考判例 115

本書の編纂について

- 本書は過去（下記）の衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙・平成15年以降の地方選挙の逮捕事例の中から有用なものを取り上げ、関係条文および罰則を付記しながら平易に解説したものです。紙面の都合上、逮捕事例については概要のみ、簡潔にまとめてあります。

第47回衆議院議員総選挙（平成26年12月14日施行）

第23回参議院議員通常選挙（平成25年7月21日施行）

第46回衆議院議員総選挙（平成24年12月16日施行）

第22回参議院議員通常選挙（平成22年7月11日施行）

第45回衆議院議員総選挙（平成21年8月30日施行）

第21回参議院議員通常選挙（平成19年7月29日施行）

第44回衆議院議員総選挙（平成17年9月11日施行）

第20回参議院議員通常選挙（平成16年7月11日施行）

第43回衆議院議員総選挙（平成15年11月9日施行）

第19回参議院議員通常選挙（平成13年7月29日施行）

第42回衆議院議員総選挙（平成12年6月25日施行）

- 本書に掲載している違反行為の種類については新聞等に掲載されたものを掲載しております。

- 〔法令略語〕本文中においては、以下のように略記しました。

・公職選挙法→法 ・公職選挙法施行令→令

- なお本書では、違反行為の種類ごとに、①違反事例→②ポイント解説→③罰則→④関係条文の順で掲載しています（1章のみ罰則と条文を最後にまとめてあります）。
お読みになる際にご留意ください。

凡例 逮捕事例については、次のように表示しています。

違反行為の種類

× 逮捕事例 7 普通買収、事前運動、被買収

運動員であった元市長が、告示前に当該候補の運動員に投票や票の取りまとめを依頼し、報酬として現金20万円を渡したとして逮捕された。現金を受け取った運動員も被買収の容疑で逮捕された。

津島市議会議員選挙（平成19年）

逮捕内容

選挙名／選挙年

選挙運動違反の 逮捕実例集

編集協力

公益財団法人 明るい選挙推進協会



国政情報センター

第1章



買収に関する 逮捕事例

1. 普通買収、被買収



逮捕事例 1 普通買収（供給）、事前運動

市長選と市議選のダブル選挙で、選挙告示前、市長と市議の応援をする運送会社の経営者が、自分の経営する飲食店に部下ら数十人を集め、1人当たり数千円の飲食を供し、2候補への投票と票の取りまとめを依頼したとして逮捕された。

今治市長・市議会議員選挙（平成17年）



逮捕事例 2 普通買収（供給）、事前運動

候補者の運動員だった元町長、元町職員ら5人が、選挙告示前に有権者約20人を飲食店に集め、投票や票の取りまとめを依頼して、1人当たり数千円の飲食を供したとして逮捕された。

佐伯市長選挙（平成17年）



逮捕事例 3 普通買収

候補者の運動員であった市議が、他の市議2人に当該候補者に対する投票や票の取りまとめを依頼し、それぞれ数十万円、数万円を渡したとして逮捕された。現金を受け取った2人も逮捕された。

第44回衆議院議員総選挙（平成17年）



逮捕事例 4 普通買収

候補者の運動員2人が、投票を呼びかける法定外のビラを配布することを4人に依頼、その報酬として現金約20数万円を渡したとして逮捕された。法定外のビラを配布した4人も逮捕された。

第44回衆議院議員総選挙（平成17年）



逮捕事例 5 普通買収（供応）、事前運動

候補者の運動員の男2人が、選挙告示前に共謀して飲食店に有権者十数人を招き、投票と票の取りまとめを依頼し、飲食を供したとして逮捕された。参加者からは2,000円の会費を集めたが、実際の飲食費は1人当たり約5,000円だった。

群馬県議会議員補欠選挙（平成18年）



逮捕事例 6 普通買収（供応）

元村議の男が有権者数人に対し特定候補者への投票や票の取りまとめを依頼し、飲食店で1人当たり数千円の飲食を供したとして逮捕された。

山梨県知事選挙（平成19年）



逮捕事例 92 投票偽造

特別養護老人ホーム施設長ら4人が、80～90歳代の入所者2人の投票用紙に特定候補者の氏名を書き、不在者投票を行ったとして逮捕された。

直方市議会議員選挙（平成27年）



逮捕事例 93 投票増減

市選挙管理委員会事務局長兼選挙課長、得票計算係の元税務部長、得票計算係主任の消防局次長の3人が共謀し、集計済みの比例選の白票300票を再集計させ、故意に白票を増やしたとして逮捕された。

第22回参議院議員通常選挙（平成22年）

◆投票の偽造は嚴重に罰せられます

当然のことですが、投票そのものを偽造したり、その数を増減することは罪になります。これらのことを選挙管理委員会の委員や職員など、選挙に関係する者が行った場合は罪が加重されます（法第237条）。

病院や老人ホームなどは都道府県の選挙管理委員会に申し出て不在者投票施設の指定を受けることができます。これは病院に入院中の人や老人ホームなどに入所していて投票所に出向くのが難しい人、自分の登録されている選挙人名簿の選挙区以外の施設に入院、入所している人にも選挙を行ってもらえるようにするためです。

不在者投票指定施設では、施設長が不在者投票管理者を務めたり、不在者投票立会人を選んだりするが多いため、投票を偽造する事例が起こりやすいという問題がありました。そのため、平成26年2月より市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる等の努力義務が設けられました。



投票を偽造すると、法第237条により以下の罰則が科せられます。事例89～93はこれにあたります。

(投票を偽造し、またはその数を増減した者)
3年以下の懲役もしくは禁錮
または50万円以下の罰金

〔法第237条第3項〕

ただし、選挙管理関係者の場合は、5年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金

〔法第237条第4項〕

関係条文

法第237条（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）

選挙人でない者が投票をしたときは、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
- 3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
- 4 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙

長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

「選挙運動のために使用する労務者」と「選挙運動者」

— 法第197条の2 実費弁償及び報酬の額 —

◆公職選挙法違反被告事件

昭和50年4月施行の富山市議会議員選挙において候補者Xの選挙運動者であったA氏ら2人は4人のうぐいす嬢に対して街頭宣伝車による宣伝放送を依頼。この4人は選挙区内をめぐり、自動車上から候補者Xの名前を連呼したり、「このたび市議会議員に立候補したXです」「熱と実行のXです」などと言い、A氏らはこれらの報酬として4万5,000円から6万円を供与した。

第一審では、この供与が公職選挙法第221条第1項3号にあたるとして有罪に処された。これに対し被告側は、選挙運動に使用する労務者に対しての実費弁償と報酬の支払いをしたにすぎないとして控訴したが、第二審は第一審の判決を支持。さらに被告側は上告したが、最高裁は、昭和53年1月、特定の選挙に関し、候補者の氏名を連呼して投票を勧誘する行為は選挙運動であると判断、原判決を支持するのが相当としてこれを棄却した。

判示事項

- 公職選挙法第197条の2にいう「選挙運動のために使用する労務者」の意義
- 投票勧誘のために候補者の氏名を連呼する行為を行った者と、公職選挙法第221条にいう「選挙運動者」

〈参照条文〉

- 法第197条の2（実費弁償及び報酬の額）
- 法第221条（買収及び利害誘導罪）

裁判要旨

- 公職選挙法第197条の2、第221条における「選挙運動」とは、特定の公職の選挙について、特定の候補者または立候補予定者のため投票を得たり、得させたりする目的をもって、直接、間接に必要かつ有利な斡旋や勧誘などの行為することをいう。
- 公職選挙法第197条の2にいう「選挙運動のために使用する労務者」とは、公職選挙法にいう選挙運動を行うことなく、専らそれ以外の労務に従事するものをいう。
- 候補者の氏名を連呼して投票を勧誘する行為は、選挙民に対して直接に投票を勧誘するものであり、選挙運動にほかならない。この行為に従事した者は公職選挙法第221条にいう「選挙運動者」に該当し、公職選挙法第197条の2にいう「選挙運動のために使用する労務者」には該当しない。

※昭和53年6月の法改正で、うぐいす嬢については、選挙運動に従事する者ではあるが、その専門性に鑑み、報酬（1人1日1万5,000円以内）を支給できるようになった。

公職の候補者等の寄附の制限

— 法第199条の2 公職の候補者等の寄附の禁止 —

◆公職選挙法違反被告事件

平成10年3月施行の千葉県御宿町長選挙において、A氏は当該選挙に立候補するため同町役場を退職。辞職に際し、同町職員で構成される親睦団体から餞別金19万円、同町から報奨金20万円を贈呈されたことから、在職中の謝礼等の趣旨で、退職後間もなく同町職員92名に対し、ビール券各5枚（時価3,670円相当、時価合計33万7,640円相当）を手渡しや郵送などの方法で供与し、寄附した。

この寄附は、公職選挙法第249条の2第3項の「当該選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交程度を超えないもの」にあたるものとして起訴され、有罪に処された。

被告であるA氏は退職に際しての社会的儀礼としての謝礼であり、同町役場では退職した職員は親睦会や町からの餞別等で他の職員に酒席を設けたり記念品を贈呈することが慣行とされ、義務として行われてきたためその慣習に従ったもので、退職時に行われた寄附であるから選挙の公正を害するおそれはないとして控訴した。

しかし東京高裁は、町長選挙を間近に控えた時期に選挙への立候補を予定して退職したこと、訪問した際には妻を同道していることなどから公職の候補者等の寄附の制限違反にあたるものとして控訴を棄却した。

A氏はさらにこれを不服として上告したが、平成12年11月、最高裁は原判決の判断を正当とし、上告を棄却した。

判示事項

- 町長選挙に立候補するため町役場を退職した者が同町職員らに対しビール券を寄附した行為が公職選挙法第199条の2第1項、第249条の2第3項にあたとされた事例

〈参照条文〉

- 法第199条の2第1項（公職の候補者等の寄附の禁止）
- 法第249条の2（公職の候補者等の寄附の制限違反）

裁判要旨

- 本件の寄附は、公職の候補者等の寄附の制限違反の罪が成立しない事由を定めた公職選挙法第249条の2第3項1号、2号に該当しない。
- 本件の寄附は、餞別金等に対する返礼等の趣旨で、その合計額の範囲内でされたものであり、こうした返礼をすることが同町役場で慣行化していたというが、これらの事情は、公職選挙法第249条の2第3項の成立を妨げない。

※平成元年の法改正前においては、公職の候補者等の選挙区内にある者に対する寄附の禁止は、選挙に関する寄附及び通常一般の社交の程度を超える寄附についてのみ罰則の対象とされていたが、平成元年の改正により、選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものも、ごく一部の例外（法第249条の2第3項1号、2号）を除き、罰則の対象となった。